

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (道民生活課)	1
○北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則… (福祉援護課)	1
○北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (施設運営指導課)	2
○北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (施設運営指導課)	6
○北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (施設運営指導課)	8
○北海道普通職業訓練の基準等に関する条例施行規則..... (人材育成課)	14
○北海道流域下水道条例第4条第3号に規定する生活環境の保全等に支障が生ずるお それのない排水施設等を定める規則..... (都市環境課)	15
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)	15
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の 範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (保健福祉部総務課)	17
○北海道公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市環境課)	18

規 則

北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第83号

北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）及び条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

第3条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第11条第4項第2号アの規則で定める基準は、居室の入所者1人当たりの床面積が、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上であることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第4条 条例第16条の規定による給付金として支払を受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成23年6月17日前から引き続き存する婦人保護施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第3条第2項の規定の適用については、同項中「4.95平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成24年12月28日

北海道規則第84号

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）及び条例において使用する用語の例による。
(救護施設の設備の基準)

第3条 条例第13条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第13条第5項第1号イの規則で定める基準は、居室の入所者1人当たりの床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であることとする。
- 3 条例第13条第6項第1号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.35メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）であることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第4条 条例第21条の規定による給付金として支払を受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(更生施設の生活指導員等の総数)

第5条 条例第24条第2項に規定する規則で定める生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、次のとおりとする。

- (1) 入所人員が150人以下の更生施設にあつては、6人以上
- (2) 入所人員が150人を超える更生施設にあつては、6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第85号

北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 設備及び運営に関する基準（第3条－第9条）
- 第3章 経過的軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第10条－第18条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第92号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。第8条において「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第3条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第11条第4項第1号ウの規則で定める基準は、一の居室の床面積が21.6平方メートル以上（同号エの設備を除いた有効面積は、14.85平方メートル以上）であることとする。ただし、同号アただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上であるものとする。
- 3 条例第11条第5項第1号ウの規則で定める基準は、一の居室の床面積が15.63平方メートル以上（同号エの設備を除いた有効面積は、13.2平方メートル以上）であることとする。ただし、同号アただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上であることとする。
- （職員の配置の基準）
- 第4条** 条例第12条第1項第3号の規則で定める介護サービスは、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護とする。
- 2 条例第12条第1項第3号に規定する規則で定める介護職員の数は、次のとおりとする。
- (1) 一般入所者の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上
- (2) 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上
- (3) 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数
- 3 条例第12条第1項及び前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに設置する場合又は休止後に再開する場合は、推定数によるものとする。
- 4 条例第12条第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 条例第12条第1項第2号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、条例第12条第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。
- 7 条例第12条第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 条例第12条第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の事由により当該軽費老人ホームの効果

的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。

- 9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。
- 10 条例第12条第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤の者でなければならない。
- 11 条例第12条第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。
- 12 条例第12条第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホームについては、本体施設（当該サテライト型軽費老人ホームを設置しようとする者により設置される介護老人保健施設又は診療所であって当該サテライト型軽費老人ホームに対する支援機能を有するものをいう。以下同じ。）の調理員その他の従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員その他の職員を置かないことができる。
- 13 夜間及び深夜の時間帯を通じて、1以上の職員に、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。
- （電磁的方法）

第5条 条例第13条第3項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの
- ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項（条例第13条第1項に規定する重要事項をいう。以下この条において同じ。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 軽費老人ホームは、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に規定する方法のうち、軽費老人ホームが使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用料)

第6条 条例第17条第1項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

(2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

(3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）

(4) 居室に係る光熱水費

(5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

(生活相談員の業務)

第7条 条例第24条第1項の規則で定める業務は、次のとおりとする。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るとともに、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 条例第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第8条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、十分に周知を図ること。

(2) 軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第26条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止のための措置)

第9条 条例第34条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析を通じた改善策について、職員に十分に周知を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すること。

(4) 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。

第3章 経過的軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

第10条 条例第38条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第38条第4項第1号ウの規則で定める基準は、居室の入所者1人当たりの床面積が、

収納設備に係るものを除き、6.6平方メートル以上であることとする。

(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

第11条 条例第39条第1項第2号アの規則で定める生活相談員の数、次のとおりとする。

(1) 入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上

(2) 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上

2 条例第39条第1項第2号イの規則で定める場合は、当該軽費老人ホームA型が他の社会福祉施設等に併設されていない場合であって、当該軽費老人ホームA型の入所者の数が50人以下のときとする。

3 条例第39条第1項第3号アの規則で定める介護職員の数、次のとおりとする。

(1) 入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上

(2) 入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(3) 入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

4 条例第39条第1項第4号の規則で定める看護職員の数、次のとおりとする。

(1) 入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上

(2) 入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上

5 条例第39条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあっては、1以上

(2) 介護職員

ア 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上

(ウ) 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、3以上

(エ) 一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上

(オ) 一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(カ) 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

イ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあっては、介護職員のうち1人を主任介護職員とすること。

(3) 看護職員

ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあっては、1以上

イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあっては、2以上

6 条例第39条第1項及び前各項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、休止後に再開する場合は、推定数によるものとする。

7 条例第39条第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

8 条例第39条第1項第2号及びこの条第5項第1号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員）のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

9 条例第39条第1項第3号イ及びこの条第5項第2号イの主任介護職員は、常勤の者でなければならない。

10 条例第39条第1項第4号及びこの条第5項第3号イの看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

11 条例第39条第1項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。

12 条例第39条第1項第6号の事務員のうち1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあっては、2人）は、常勤の者でなければならない。

13 夜間及び深夜の時間帯を通じて、1以上の職員に、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

(軽費老人ホームA型の利用料)

第12条 条例第40条第1項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

(2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

(3) 居室に係る光熱水費

(4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームA型において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める

額を上限額とする。

(軽費老人ホームA型における生活相談員の業務)

第13条 条例第42条第1項の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るとともに、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- (2) 条例第43条において準用する条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- (3) 条例第43条において準用する条例第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(軽費老人ホームA型への準用)

第14条 第5条、第8条及び第9条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。

(軽費老人ホームB型の設備の基準)

第15条 条例第46条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第46条第4項第1号ウの規則で定める基準は、一の居室の床面積が16.5平方メートル以上であることとする。ただし、同号アただし書の場合にあっては、24.8平方メートル以上であることとする。

(軽費老人ホームB型の職員の配置の基準)

第16条 条例第47条第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 条例第47条第1項第2号の管理を行う職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

3 夜間及び深夜の時間帯を通じて、1以上の職員に、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の敷

地内に職員が居住していることにより、当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(軽費老人ホームB型の利用料)

第17条 条例第48条第1項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。)
- (2) 居住に要する費用(次号の費用を除く。)
- (3) 居室に係る光熱水費
- (4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームB型において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

(軽費老人ホームB型への準用)

第18条 第5条、第8条及び第9条の規定は、軽費老人ホームB型について準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第86号

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第93号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号。第6条において「基準省令」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

第3条 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の

火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第12条第4項第1号イの規則で定める基準は、居室の入所者1人当たりの床面積が10.65平方メートル以上であることとする。
- 3 条例第12条第5項第1号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.35メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）であることとする。

（職員の配置の基準）

第4条 条例第13条第1項第4号アの規則で定める介護サービスは、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護とする。

- 2 条例第13条第1項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、1に入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

(2) 支援員

ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支援員の数以上とすること。

イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

(3) 看護職員

ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。

イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

- 3 条例第13条第1項及び前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。た

だし、新たに設置する場合又は休止後に再開する場合は、推定数によるものとする。

- 4 条例第13条第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 5 条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームについては、本体施設（当該サテライト型養護老人ホームを設置しようとする者により設置される介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該サテライト型養護老人ホームに対する支援機能を有するものをいう。第11項において同じ。）の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。

- 6 条例第13条第1項第3号イ及びこの条第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（次項において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）であつて、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

- 7 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、条例第13条第1項第3号又はこの条第2項第1号に規定する生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。

- 8 条例第13条第1項第4号イ及びこの条第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

- 9 条例第13条第1項第5号及びこの条第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、条例第13条第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

- 10 夜間及び深夜の時間帯を通じて、1以上の職員に、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

- 11 条例第13条第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームについては、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(2) 病院（病床数100以上のものに限る。） 栄養士

(3) 診療所 事務員その他の従業者

（生活相談員の業務）

- 第5条** 条例第23条第1項の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るとともに、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- (2) 条例第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- (3) 条例第30条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
- 2 条例第23条第3項の規則で定める介護サービスは、第4条第1項に規定する介護サービスとする。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第6条 条例第25条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に対し、十分に周知を図ること。
- (2) 養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、基準省令第24条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止のための措置）

第7条 条例第30条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析を通じた改善策について、職員に十分に周知を図る体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すること。
- (4) 支援員その他の職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- （経過措置）

- 2 昭和41年10月1日前から引き続き存する養護老人ホームについては、条例第12条第1項、第4項第1号イ及び第5項第1号の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームについては、条例第12条第3項第14号の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 平成18年4月1日前から引き続き存する養護老人ホーム（同年3月31日において建築中のものを含む。）に係る第3条第2項の規定の適用については、同項中「10.65平方メートル」とあるのは、「、収納設備等を除き、3.3平方メートル」とする。

別表（第4条関係）

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上100以下	14
101以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第87号

北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第3条－第7条）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第8条－第10条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第11条－第13条）
第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第94号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 設備及び運営に関する基準

（専従とする職員）

第3条 条例第7条ただし書の規則で定める職員は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員（第9条の規定に基づき配置される看護職員に限る。）とする。

（設備の基準）

第4条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

- (1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第9条第2項に規定する訓練については、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第11条第4項第1号エの規則で定める基準は、居室の入所者1人当たりの床面積が10.65平方メートル以上であることとする。

4 条例第11条第4項第1号キの規則で定める面積は、居室の床面積の14分の1以上に相当する面積とする。

5 条例第11条第4項第9号アの規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の合計した面積が3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上であることとする。

6 条例第11条第5項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する建物であることとする。

- (1) 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第3項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。）を2以上（防災上避難等に有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段（同条第2項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）を有する場合は、1以上）有すること。
- (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及び当該居室、静養室等から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。
- (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。）により防災上有効に区画されていること。

7 条例第11条第6項第1号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。

（職員の配置の基準）

第5条 条例第12条第1項第4号イの規則で定める看護職員の数、次のとおりとする。

- (1) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上
 - (2) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上
 - (3) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3以上
 - (4) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3に入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 条例第12条第1項及び前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに設置する場合又は休止後に再開する場合は、推定数によるものとする。
- 3 条例第12条第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 4 条例第12条第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数、サテライト型居住施設の本体施設（当該サテライト型居住施設を設置しようとする者により設置される特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型居住施設に対する支援機能を有するものをいう。以下同じ。）である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
- 5 条例第12条第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 条例第12条第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第6条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、十分に周知を図ること。
- (2) 特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、基準省令第26条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止のための措置）

第7条 条例第32条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防

止のための指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析を通じた改善策について、職員に十分に周知を図る体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。
- (4) 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（設備の基準）

第8条 条例第36条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第43条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第43条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第36条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第36条第4項第1号ア(ニ)の規則で定める基準は、一の居室の床面積等が次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 一の居室の床面積が10.65平方メートル以上であること。ただし、条例第36条第4項第1号ア(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上であること。
- (2) 条例第33条に規定するユニット（以下「ユニット」という。）に属さない居室を改修

したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。

4 条例第36条第4項第1号ア(キ)の規則で定める面積は、居室の床面積の14分の1以上に相当する面積とする。

5 条例第36条第4項第1号イ(ウ)の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。

6 条例第36条第5項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する建物であることとする。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上避難等に有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

7 条例第36条第6項第1号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。

（職員の配置）

第9条 条例第41条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（準用）

第10条 第3条、第6条及び第7条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（設備の基準）

第11条 条例第45条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する

2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第49条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第49条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第45条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第45条第4項第1号エの規則で定める基準は、居室の入所者1人当たりの床面積が10.65平方メートル以上であることとする。

4 条例第45条第4項第1号キの規則で定める面積は、居室の床面積の14分の1以上に相当する面積とする。

5 条例第45条第4項第6号ただし書の規則で定める地域密着型特別養護老人ホームは、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設とする。

6 条例第45条第4項第7号イの規則で定める地域密着型特別養護老人ホームは、本体施設の調理室で調理する場合において、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているサテライト型居住施設とする。

7 条例第45条第4項第9号アの規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の合計した面積が3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上であることとする。

8 条例第45条第5項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する建物であることとする。

(1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上避難等

に有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にある居室、静養室等及び当該居室、静養室等から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。

(3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

9 条例第45条第6項第1号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）であることとする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

10 地域密着型特別養護老人ホームのうちサテライト型居住施設については、本体施設との間の距離を、両施設の密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

（職員の配置の基準）

第12条 条例第46条第1項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに設置する場合又は休止後に再開する場合は、推定数による。

2 条例第46条第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。

3 条例第46条第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。

4 条例第46条第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

5 条例第46条第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 条例第46条第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

7 条例第46条第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める当該本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 病院（病床数100以上のものに限る。） 栄養士

(4) 診療所 事務員その他の従業者

8 条例第46条第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

9 地域密着型特別養護老人ホームに北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等に医師を置かないことができる。

10 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該併設される事業所に生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を置かないことができる。

11 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等にそれぞれ指定地域密着型サービス基準省令第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小

規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

(準用)

第13条 第3条、第6条及び第7条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
(設備の基準)

第14条 条例第51条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第53条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第53条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第51条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第51条第4項第1号ア(イ)の規則で定める基準は、一の居室の床面積等が次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 一の居室の床面積が10.65平方メートル以上であること。ただし、条例第51条第4項第1号ア(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上であること。
- (2) ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。

4 条例第51条第4項第1号ア(キ)の規則で定める面積は、居室の床面積の14分の1以上に相

当する面積とする。

5 条例第51条第4項第1号イ(ウ)の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。

6 条例第51条第4項第3号ただし書の規則で定めるユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設とする。

7 条例第51条第4項第4号イの規則で定めるユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、本体施設の調理室で調理する場合において、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているサテライト型居住施設とする。

8 条例第51条第5項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する建物であることとする。

- (1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上避難等に有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
- (2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。
- (3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

9 条例第51条第6項第1号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）であることとする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、この限りでない。

10 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームのうちサテライト型居住施設については、本体施設とサテライト型居住施設との間の距離を、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(準用)

第15条 第3条、第6条、第7条及び第9条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(汚物処理室の設置に関する経過措置)

2 昭和62年3月9日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（平成16年4月1日以後に全面的に改築されたものを除く。）については、条例第11条第3項第14号、第36条第3項

第6号、第45条第3項第14号及び第51条第3項第6号の規定は、当分の間、適用しない。
(居室の床面積に関する経過措置)

3 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）に係る第4条第3項及び第11条第3項の規定の適用については、これらの規定中「10.65平方メートル」とあるのは、「、収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

(食堂及び機能訓練室の面積に関する経過措置)

4 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、条例第11条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第45条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。

5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、条例第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障のない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、条例第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第4条第7項、第8条第7項、第11条第9項及び第14条第9項の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅についての基準は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）であることとする。

(共同生活室の床面積に関する経過措置)

8 平成14年8月7日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号。次項において「平成14年改正省令」という。）による改正後の基準省令第3章（第35条第4項第1号イ(4)及び同号ロ(3)を除く。）に規定する基準を満たすものに係る第8条第5項の規定の適用については、同項中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上であることを標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さであること」とする。

9 平成18年4月1日において平成14年改正省令附則第2条第2項の規定の適用を受けていた特別養護老人ホームに係る第14条第5項の規定の適用については、同項中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上であることを標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さであること」とする。

(指定短期入所生活介護事業所等の入所定員に関する経過措置)

10 特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等のうち、平成18年4月1日前からその入所定員が当該特別養護老人ホームの入所定員を超えているもの（同年3月31日において建築中のものを含む。）については、第12条第11項の規定は、適用しない。

北海道普通職業訓練の基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第88号

北海道普通職業訓練の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道普通職業訓練の基準等に関する条例（平成24年北海道条例第109号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）及び条例において使用する用語の例による。

（普通課程の普通職業訓練の基準の特例）

第3条 条例第5条第1項第4号ただし書の規則で定める期間は、訓練の対象となる技能及び当該技能に関する知識の内容、訓練の実施体制等により同号本文に規定する訓練期間により難い場合に限り、次の各号に掲げる訓練の対象者の区分に応じて当該各号に定める期間内であって、当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とする。

- (1) 条例第5条第1項第1号に規定する中学校卒業者等 2年以上4年以下
- (2) 条例第5条第1項第1号に規定する高等学校卒業者等 1年以上4年以下

2 条例第5条第1項第5号ただし書の規則で定める時間は、訓練の実施体制等により同号本文に規定する訓練時間により難い場合に限り、1年につきおおむね700時間とする。

（短期課程の普通職業訓練の基準の特例）

第4条 条例第6条第1項第4号ただし書の規則で定める期間は、訓練の対象となる技能及び当該技能に関する知識の内容、訓練の実施体制等により同号本文に規定する訓練期間により難い場合に限り、1年とする。

（無料とする職業訓練の対象者）

第5条 条例第7条の規則で定める者は、職業能力開発促進法施行規則第29条の5の厚生労働大臣が定める求職者とする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第6条 条例第8条の規則で定める者は、職業能力開発促進法施行規則第48条の3各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあっては、同令第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北海道流域下水道条例第4条第3号に規定する生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのない排水施設等を定める規則をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第89号

北海道流域下水道条例第4条第3号に規定する生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのない排水施設等を定める規則

1 北海道流域下水道条例（昭和54年北海道条例第19号）第4条第3号の生活環境の保全又

は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設又は処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
イ 大腸菌が検出されないこと。
ウ 濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項の国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第90号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第39条の5の次に次の3条を加える。

（主たる事務所等の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長經由による申告書等の提出）

第39条の6 総合振興局等の所管区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人が、法人の道民税についての申告書、申請書その他の書類を総合振興局長等に提出する場合は、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長を経由してすることができる。

（法人の道民税に係る調査の特例）

第39条の7 法人の道民税の賦課に関する調査のための質問及び検査に係る事務は、第6条第1項本文及び第2項に規定する者のほか、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長も行うことができる。

2 第6条第1項本文の規定にかかわらず、主たる事務所又は事業所の所在地が総合振興局等の所管区域外にある法人に関する法第63条第1項に規定する申告書等の閲覧及び記録に係る事務は、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局長が行うものとする。

3 第1項の調査又は前項の閲覧若しくは記録を終えた総合振興局又は振興局長は、その結果を遅滞なく総合振興局長等に通知しなければならない。

4 総合振興局又は振興局長が第1項の調査又は第2項の閲覧若しくは記録をした場合における第8条の規定の適用については、同条中「知事又は総合振興局長等」とあるのは、「当該総合振興局又は振興局長」とする。

（法人の道民税に係る徴収の引継ぎの特例）

第39条の8 総合振興局長等は、法人の主たる事務所又は事業所の所在地が所管区域外にあるときは、当該法人の法人の道民税に係る徴収金については、第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局長に徴収の引継ぎをするものとする。

2 法人が、法人の道民税に係る徴収についての申請書その他の書類を、前項の規定により徴収の引継ぎを受けた総合振興局又は振興局長に提出する場合は、札幌道税事務所長を経由してすることができる。

第40条の3の次に次の2条を加える。

（営業所等の所在地を所管する総合振興局又は振興局長経由による申告書等の提出）

第40条の3の2 利子等の支払又はその取扱いをする者が、利子割についての申告書、申請書その他の書類を総合振興局長等に提出する場合は、当該利子等の支払又はその取扱いをする者の特別徴収事務を実際に行う営業所等の所在地を所管する総合振興局又は振興局長を経由してすることができる。

（利子割に係る調査の特例）

第40条の3の3 利子割の賦課に関する調査のための質問及び検査に係る事務は、第6条第1項本文及び第2項に規定する者のほか、当該利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等の所在地を所管する総合振興局又は振興局長も行うことができる。

2 前項の調査を終えた総合振興局又は振興局長は、その結果を遅滞なく総合振興局長等に通知しなければならない。

3 総合振興局又は振興局長が第1項の調査をした場合における第8条の規定の適用については、同条中「知事又は総合振興局長等」とあるのは、「当該総合振興局又は振興局長」とする。

第41条の7を次のように改める。

（主たる事務所等の所在地を所管する総合振興局又は振興局長経由による申告書等の提出）

第41条の7 総合振興局等の所管区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人が、法人の事業税についての申告書、申請書その他の書類を総合振興局長等に提出する場合は、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局長を経由してすることができる。

第41条の7の次に次の2条を加える。

（法人の事業税に係る調査の特例）

第41条の8 法人の事業税（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に対する付加価値割及び資本割並びに法第72条の41第1項に規定する法人に対するものを除く。）の賦課に関する調査のための質問及び検査に係る事務は、第6条第1項本文及び第2項に規定する者のほか、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局長も行うことができる。

2 第6条第1項本文の規定にかかわらず、主たる事務所又は事業所の所在地が総合振興局等の所管区域外にある法人に関する法第72条の49の2に規定する申告書等の閲覧及び記録に係る事務は、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局長が行うものとする。

3 第1項の調査又は前項の閲覧若しくは記録を終えた総合振興局又は振興局長は、その結果を遅滞なく総合振興局長等に通知しなければならない。

4 総合振興局又は振興局長が第1項の調査又は第2項の閲覧若しくは記録をした場合における第8条の規定の適用については、同条中「知事又は総合振興局長等」とあるのは、「当該総合振興局又は振興局長」とする。

（法人の事業税に係る徴収の引継ぎの特例）

第41条の9 総合振興局長等は、法人の主たる事務所又は事業所の所在地が所管区域外にあるときは、当該法人の法人の事業税に係る徴収金については、第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局長に徴収の引継ぎをするものとする。

2 法人が、法人の事業税に係る徴収についての申請書その他の書類を、前項の規定により徴収の引継ぎを受けた総合振興局又は振興局長に提出する場合は、札幌道税事務所長を経由してすることができる。

第49条の7第1項第21号中「財団法人北海道対がん協会又は財団法人結核予防会北海道支部」を「公益財団法人北海道対がん協会（昭和22年7月15日に財団法人北海道対がん協会という名称で設立された法人をいう。第58条の7第4項第3号において同じ。）又は公益財団法人北海道結核予防会（昭和17年5月11日に財団法人結核予防会北海道支部という名称で設立された法人をいう。）」に改め、同項第22号中「財団法人スウェーデン交流センター」の次に「（昭和58年3月25日に財団法人スウェーデン交流センターという名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第58条の7第3項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第4項第1号中「社団法人北海道肢体不自由児福祉協会」を「財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会（昭和37年1月17日に財団法人北海道肢体不自由児福祉協会という名称で設立された法人をいう。）」に改め、同項第2号中「財団法人結核予防会」を「公益財団法人結核予防会（昭和14年5月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。）」に改め、同項第3号中「財団法人北海道対がん協会」を「公益財団法人北海道対がん協会」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第68条の4第1項及び第2項中「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「財団法人日本自動車査定協会（）」を「一般財団法人日本自動車査定協会（）」に改め、同条第3項第3号中「財団法人日本自動車査定協会」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改める。

別記第48号様式の2（表）中「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） ㊦」を「北海道札幌道税事務所長 ㊦」に改め、同様式（裏）注意4の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同様式（裏）注意5の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削る。

別記第48号様式の2の2中「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同様式末尾欄外注意1(1)ウの事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改める。

別記第48号様式の3その1（表）中「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） ㊦」を「北海道札幌道税事務所長 ㊦」に改め、同様式その1（裏）注意5の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同様式その1（裏）注意6の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削り、同様式その2（表）中「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） ㊦」を「北海道札幌道税事務所長 ㊦」に改め、同様式その2（裏）注意1の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同様式その2（裏）注意2の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削る。

別記第48号様式の4（表）中「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」を「北海道札幌道税事務所長」に改める。

別記第49号様式の2その1中「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） ㊦」を「北海道札幌道税事務所長 ㊦」に改め、同様式その1末尾欄外注意2の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同様式その1末尾欄外注意3の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削り、同様式その2中「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） ㊦」を「北海道札幌道税事務所長 ㊦」に改め、同様式その2末尾欄外注意1の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同様式その2末尾欄外注意2の事項中

「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削る。

別記第49号様式の3中「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） ㊦」を「北海道札幌道税事務所長 ㊦」に改め、同様式末尾欄外注意1の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同様式末尾欄外注意2の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削る。

別記第49号様式の4中「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） ㊦」を「北海道札幌道税事務所長 ㊦」に改め、同様式末尾欄外注意1の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同様式末尾欄外注意2の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削る。

別記第49号様式の5その1及びその2中「 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」を「札幌道税事務所長」に改める。

別記第57号様式の4中「（財）日本ゴルフ協会等が主催する競技会等の参加選手」を「公益財団法人日本ゴルフ協会等が主催する競技会等の参加選手」に改める。

別記第70号様式その3末尾欄外注意3の事項中「財団法人日本自動車査定協会（）」を「一般財団法人日本自動車査定協会（）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第49条の7、第58条の7第4項、第68条の4、別記第57号様式の4及び別記第70号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第91号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「別表第1の2の4の項(9)」を「別表第1の2の4の項(10)」に改め、同表3の項中「別表第1の3の項(75)」を「別表第1の3の項(33)」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北海道公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第92号

北海道公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

北海道公共下水道条例施行規則（昭和58年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第17条第1項」を「第23条第1項」に、「第22条第1項本文」を「第28条第1項本文」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「第20条」を「第26条」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「第19条」を「第25条」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第1項中「第17条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「第16条」を「第22条」に改め、同条第2項中「第4条第2項各号」を「第5条第2項各号」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「第15条」を「第20条」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「第13条第2項第2号」を「第18条第2項第2号」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「第12条」を「第17条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第8条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第8条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第7条」を「第12条」に、「第8条」を「第13条」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第6条」を「第11条」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項及び第2項第1号中「第6条」を「第11条」に改め、同項第2号ウ中「勾配」を「勾配」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第4条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「第4条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第1号イ中「どろため」を「泥ため」に改め、同条第2号ア中「閉じふさぐ」を「閉じ塞ぐ」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのない排水施設等）

第2条 条例第5条第3号の生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設又は処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

（1）排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

（2）人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

（3）前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項の国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別記第1号様式中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に、「第6条」を「第11条」に改める。

別記第2号様式中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に、「第8条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別記第3号様式中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

別記第4号様式中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に、「第12条」を「第17条」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「（第12条関係）」を「（第13条関係）」に、「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

別記第7号様式中「（第13条関係）」を「（第14条関係）」に、「第13条」を「第14条」に改める。

別記第8号様式中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に、「第16条」を「第22条」に改める。

別記第9号様式中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

別記第10号様式中「（第16条関係）」を「（第17条関係）」に改める。

別記第11号様式中「（第17条関係）」を「（第18条関係）」に、「第17条」を「第18条」に改める。

別記第12号様式中「（第18条、第19条関係）」を「（第19条、第20条関係）」に、「第18条（第19条）」を「第19条（第20条）」に改める。

別記第13号様式中「（第20条関係）」を「（第21条関係）」に、「第20条」を「第21条」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
